

神戸港港湾事業継続計画
(神戸港港湾BCP)
【改定版】

令和3年3月

神戸港港湾BCP協議会

目 次

1. 基本方針	1
2. 港湾機能の回復目標	2
3. 実施体制	4
4. 対象とする危機的事象	5
5. 対応計画	6
(1) 初動対応	6
(2) 緊急輸送対応	7
1) 緊急物資輸送活動	7
2) 人員海上輸送活動	9
3) エネルギー物資輸送活動	11
(3) 業務継続対応	13
1) 国際コンテナ物流活動	13
2) クルーズ客船事業	15
6. マネジメント計画	17
1) 事前対策	17
2) 教育・訓練	18
3) 見直し・改善	19
7. 運用期日	20

1. 基本方針

「神戸港港湾事業継続計画」（以下「神戸港港湾BCP」と称する）は、大地震等の自然災害等、危機的事象による被害が発生しても、神戸港の重要機能が最低限維持できるよう、危機的事象発生後に行う具体的な対応（対応計画）と、平時に行うマネジメント活動（マネジメント計画）等を示した文書である。

神戸港港湾BCPにおいては、神戸市地域防災計画上の港湾の役割や神戸港港湾計画上の港湾の目標、港湾管理者及び港湾関係者、有識者からなる「神戸港港湾BCP策定委員会」での議論を踏まえ、『緊急物資輸送活動』、『人員海上輸送活動』、『エネルギー物資輸送活動』、『国際コンテナ物流活動』及び『クルーズ客船事業』を神戸港の重要機能として設定した。

神戸港港湾BCP作成にあたっては、『危機的事象発生後の重要機能の維持・早期回復を目指し、港湾関係者の役割や対応の手順、復旧の目標等を明確化するとともに、その実効性を確保すること』を基本方針とし、次の事項に配慮した。

- ① 多くの港湾関係者が協働しつつ、迅速かつ的確に各々の役割を遂行できるよう、できる限り明確に記述すること。
- ② ただし、神戸港の港湾特性や被害状況等に応じて、柔軟な対応ができるようにすること。
- ③ 計画の実効性を確保するため、神戸港港湾BCP協議会及び各種専門部会を設置し、訓練や計画の見直し・改善等、継続的な取組み、活動が可能な体制を構築すること。
- ④ こうした継続的な取組み、活動を通じて、災害に対する備えの深化や港湾関係者間相互の信頼関係が醸成できること。

2. 港湾機能の回復目標

神戸市地域防災計画（平成 26 年 12 月）や大阪湾BCP(案)（平成 26 年 3 月）における目標時間等を踏まえ、各重要機能の活動再開目標を以下のように設定する。

神戸港全体の港湾機能については、応急復旧・暫定利用により機能回復を図りつつ、順次本格復旧を行い、被災の大きい施設についても遅くとも発災後 2 年以内に本格復旧するものとする。

1) 緊急輸送対応

①緊急物資輸送活動（発災後 3 日以内）

海上からの緊急物資輸送の需要に早期に対応するため、緊急物資輸送用耐震強化岸壁の応急復旧を実施する（発災後 3 日以内には少なくとも 1 バース以上の利用を目指し、3 日以降には利用可能岸壁の拡充を図る）とともに、臨港道路の啓開・復旧及び航路啓開を行い、緊急物資輸送ルートを確認する。

対象バース：H-F・G、SE-W・X、M-A・B・C、M-I・J、KFC-3、RF-3

②人員海上輸送活動（発災後 3 日以内）

陸上交通機関の代替手段としての海上輸送の需要に早期に対応するため、人員海上輸送に使用する施設の応急復旧を実施し、人員海上輸送ルートを確認する。

対象岸壁：高浜岸壁、かもめりあ、S-3L・M、S-4O、（空港島浮棧橋、RF-1・2、R-N・O）

③エネルギー物資輸送活動（発災後可能な限り早期）

燃料供給の状況を勘案しつつ、災害応急対策活動に必要な燃料や、重要施設の業務継続のための燃料を確実に確保し、迅速かつ円滑に供給するため、油槽所に通じる航路啓開を行う。

対象施設：JXTG 神戸油槽所、シェルルブリカンツジャパン神戸事業所

2) 業務継続対応

①国際コンテナ物流活動（発災後7日以内）

国際コンテナ物流活動を早期に再開するため、物流機能維持用耐震強化岸壁の応急復旧を実施するとともに、臨港道路の啓開・復旧及び航路啓開を行い、暫定的な輸送ルートを確認する。

対象バース：PI-I、PC-13・14・15N・15E・16・17・18E、RC-2、RC-6・7

②クルーズ客船事業（発災後3ヶ月以内）

クルーズ客船の運航を早期に再開するため、港湾施設（岸壁、ターミナル、航路等）の応急復旧の実施及び復旧情報（港湾施設、観光地、道路、鉄道等）を随時発信し、客船誘致に取り組む。

対象岸壁：中突堤岸壁、S-4Q

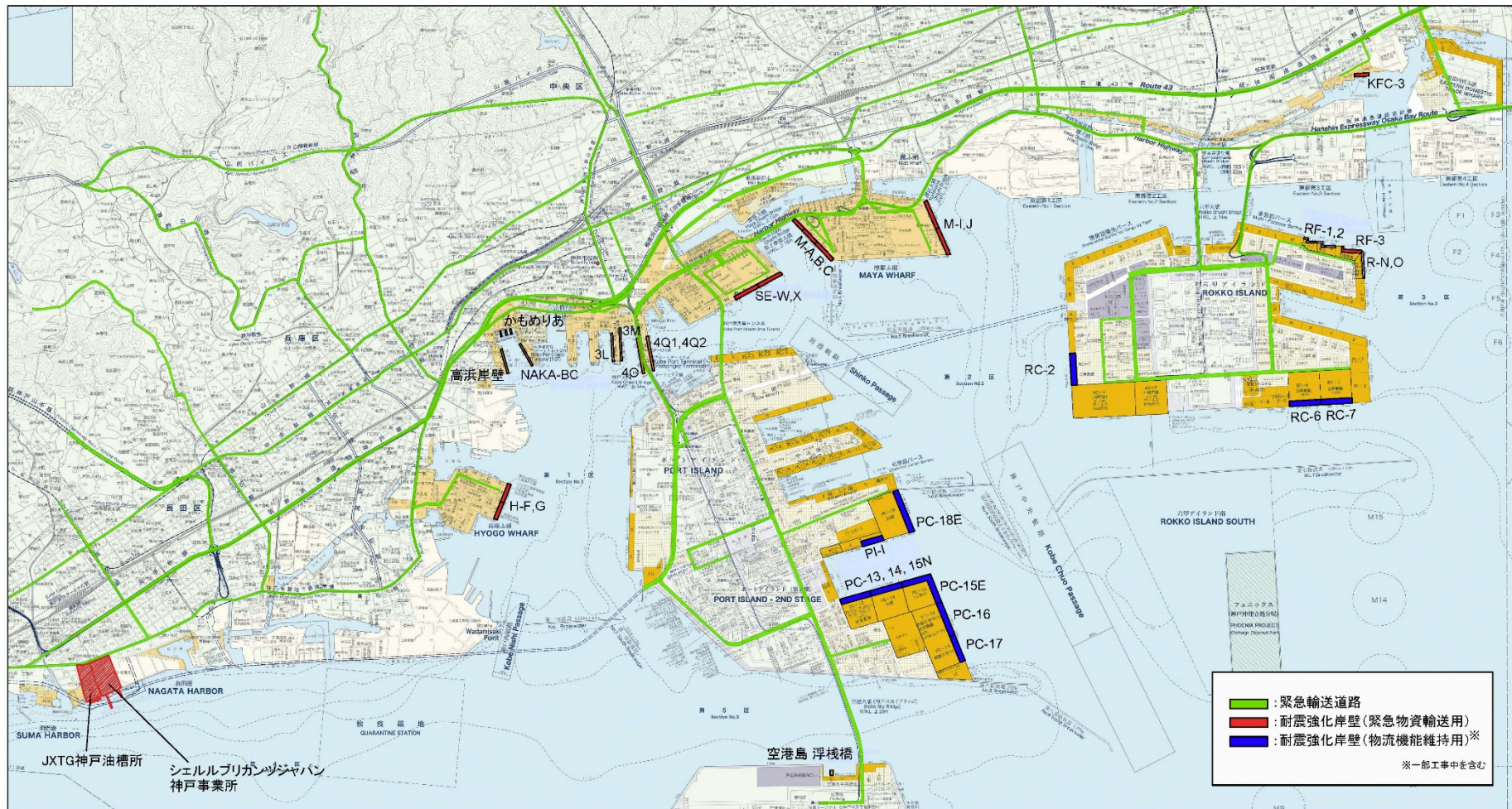


図2-1 神戸港の耐震強化岸壁等位置図

3. 実施体制

神戸港港湾BCP策定主体、及び同BCPに基づくマネジメント活動の実施主体となる神戸港港湾BCP協議会（以下、「協議会」と称する）を設置し、継続的に運営していく。

表 3-1 協議会の構成

平成 28 年 3 月現在

組織名		組織名	
行政機関 (7 機関)	財務省神戸税関	関係団体・ 企業 (10 機関)	兵庫県港運協会
	国土交通省神戸運輸監理部 海事振興部		兵庫県倉庫協会
	国土交通省神戸運輸監理部 総務企画部		一般社団法人 兵庫県トラック協会
	国土交通省近畿地方整備局 神戸港湾事務所		一般社団法人 日本船主協会 阪神地区船主会
	神戸海上保安部		大阪湾水先区水先人会
	神戸市危機管理室		協同組合神戸タグ協会
	神戸市港湾局		一般社団法人 日本外航客船協会
			神戸旅客船協会
			一般社団法人 日本埋立浚渫協会 近畿支部
	阪神国際港湾株式会社		
事務局	神戸市港湾局		

※オブザーバー：阪神高速道路株式会社、JXTG 神戸油槽所、シェルブリカンツジャパン神戸事業所
 ※油槽所事業者は、関係団体として、神戸市との連絡体制を維持
 ※エネルギー物資輸送活動の当初計画策定時、および計画の見直しの必要が生じた時点で、系列 BCP との整合を図るため意見聴取を行うものとする。（系列 BCP：石油精製業者等による系列供給網ごとの業務継続計画）

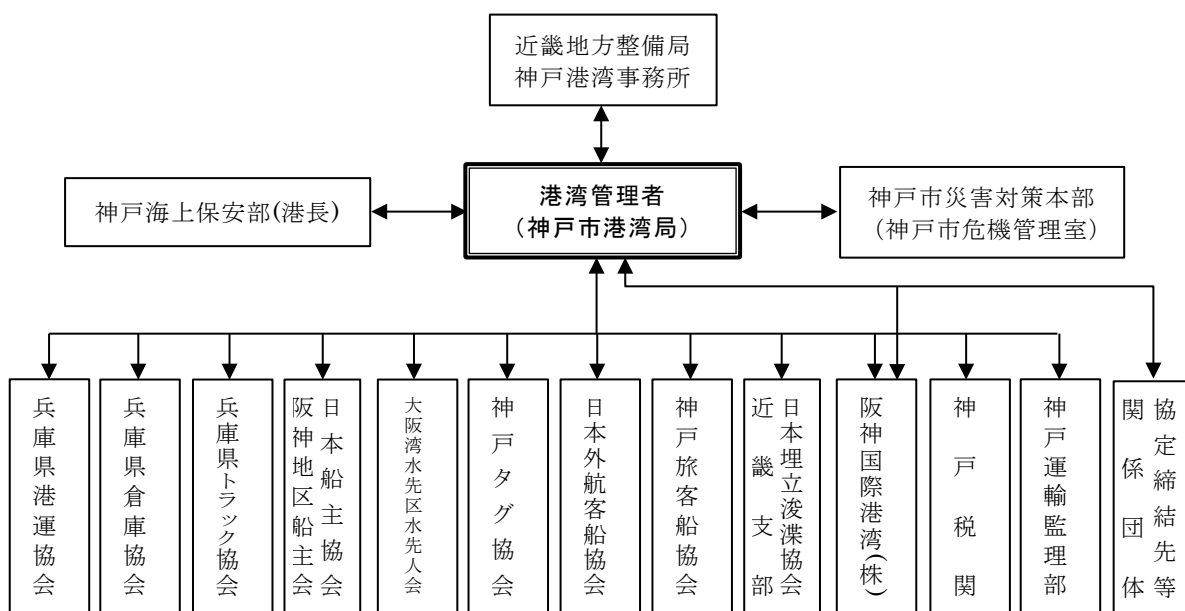


図 3-1 協議会の連絡体制

4. 対象とする危機的事象

神戸港港湾BCP策定にあたっては、大阪湾BCP(案)で想定されている、直下型地震(六甲・淡路島断層帯地震)及び海溝型地震(南海トラフ巨大地震)を対象の危機的事象とした。

1) 直下型地震(六甲・淡路島断層帯地震)

・ <被災想定>

- ・ 想定地震 : 六甲・淡路島断層帯地震(M7.9)。
- ・ 電力 : 市街地を中心に停電が発生。1週間程度継続。
- ・ 通信条件 : 市街地を中心に不通。2週間程度継続。
- ・ 上下水道 : 市街地を中心に管路一部破損または処理場一部機能停止/低下。
- ・ 交通条件 : 発災直後の神戸市へのアプローチは海上のみ可能。
: 鉄道は地震発生と同時に全鉄道途絶。
- ・ その他 : 断続的に余震発生。

2) 海溝型地震(南海トラフ巨大地震)

・ <被災想定>

- ・ 想定地震 : 南海トラフ巨大地震(M9.1)。
- ・ 想定津波 : 神戸港3~4m、大阪港3~5m。
- ・ 電力 : 被災直後は神戸市をはじめとする兵庫県や大阪府等の大阪湾内の殆どの地域で停電が発生。
: 翌日には兵庫県や大阪府では、概ね復旧。
- ・ 通信条件 : 固定電話は、直後は殆ど不通になるが、翌日には大半が改善される。
: 携帯電話の停波基地局は、1割程度に止まり、順次復旧する。
- ・ 上水道 : 兵庫県や大阪府では被災直後に約5-6割の断水。断水は1週間後も1-2割残る。
- ・ 下水道 : 兵庫県や大阪府では被災直後に9割の機能支障が起きるが、回復は早い。
- ・ 交通条件 : 淡路島以外の大阪湾臨海部では、比較的被害は小さいと想定される。
: 鉄道は、新幹線、在来線ともに被災し、不通となる可能性がある。
: 津波警報/注意報発令中は浸水エリアへのアプローチはできない。
- ・ その他 : 断続的に余震発生。

5. 対応計画

(1) 初動対応

神戸市内で震度 5 弱以上の地震が発生した場合、又は、兵庫県瀬戸内海沿岸に大津波・津波警報が発令された場合、協議会の構成員は、各自の組織において、職員等の安否確認、通信等設備の確保、被害状況の確認を行うとともに、可能な範囲で二次災害防止対策を講じる。

また、協議会の構成員は、職員等の安否や各組織の被害状況等について、使用可能な通信手段（電話、携帯電話、メール、FAX等）を用い、神戸港港湾BCP協議会連絡体制に従って、協議会事務局（神戸市港湾局）に報告する。

■安否確認

協議会構成員は、各自の組織において定めている手順に則り、職員等の安否確認を行う。

■通信等設備の確保

協議会構成員は、各自の組織において、通信等設備の確保に努める、なお、外部との通信が途絶した場合は、近隣の設備を一時利用するなど必要な措置を講じる。

■被害状況の確認

協議会構成員は、各自の施設やその周辺における被害の状況を、職員の安全確保に支障のない範囲で把握する。

■二次災害の防止

協議会構成員は、各自の組織において定めている手順に則り、可能な範囲で二次災害の防止に努める。

■協議会事務局への連絡

協議会構成員は、上記の項目について、協議会事務局に連絡する。

各組織は参集・体制設置後、各々の所管する港湾施設等の点検を行い、必要な復旧活動を順次実施するものとする。施設点検については、発災後 3 日以内に実施することを目標とする。

但し、『緊急物資輸送活動』、『人員海上輸送活動』、『エネルギー物資輸送活動』、『国際コンテナ物流活動』及び『クルーズ客船事業』については、次頁以降に示す対応計画に基づき行動するものとする。

(2) 緊急輸送対応

1) 緊急物資輸送活動（発災後 3 日以内）

■参集、被害状況の把握（発災直後～24 時間以内）

- 対象となる構成員は、参集後速やかに各組織の被災状況を神戸市港湾局に報告する。
- 神戸市港湾局は、施設点検の実施体制を整え、協力団体へ点検等への協力要請を行う。

■施設の点検、利用可否判断（発災後 48 時間以内）

- 神戸市港湾局、協力団体は耐震強化岸壁、耐震強化岸壁に接続する臨港道路（緊急輸送道路）、防波堤及び航路・泊地の点検を行い、利用可否判断を行う。
- 神戸市港湾局は、点検・利用可否判断の情報を関係者へ発信する。
- 神戸市港湾局は、点検・利用可否判断の結果に基づき、応急復旧計画を策定し、協力団体へ応急復旧実施の要請を行う。

■施設の応急復旧（発災後 3 日以内）

- 神戸市港湾局は、応急復旧計画、物資輸送船等の情報に基づき、兵庫県港運協会、兵庫県倉庫協会と輸送船受入岸壁の調整を行い、受入岸壁決定後関係者へ報告する。
- 神戸市港湾局、神戸タグ協会、協力団体は施設の応急復旧・航路啓開を行う。
- 神戸海上保安部は、啓開・測量実施後の水域の安全確認を行う。

■緊急物資輸送用耐震岸壁における受入準備（発災後 3 日以内）

- 神戸市災害対策本部は、国・県の災害対策本部と調整の上、神戸市港湾局へ緊急物資受入要請を行い、緊急物資輸送船や輸送物資内容について報告する。
- 神戸市港湾局は、緊急物資輸送活動の関係者へ協力要請を行う。
- 要請を受けた関係者は、実施体制を整える。

■緊急物資輸送船着岸と荷役作業等の実施（発災後 3 日以内）

- 大阪湾水先区水先人会、神戸タグ協会は、輸送船の運行支援を実施する。
- 神戸市港湾局は、現地にて輸送船受入の確認を行う。
- 緊急物資輸送活動の関係者は、神戸市災害対策本部から派遣された職員の立会いのもと、荷卸し、搬出を行う。

表 5-1 緊急物資輸送活動における対処行動の流れと関係主体

	緊急物資輸送対応			神戸市 災対本部	港湾局	神戸港湾 事務所	神戸海上 保安部	神戸運輸 監理部	阪神国際 港湾(株)	兵庫県 港運協会	兵庫県 倉庫協会	兵庫県 トラック 協会	神戸旅客 船協会	日本埋立 浚渫協会	神戸税関	大阪湾 水先区 水先入会	神戸 タグ協会	日本船主 協会	日本外航 客船協会	関係団体
	24h	48h	3日																	
参集、被害状況の把握	避難、 体制設置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	被害情報 収集	随時 被災情報収集、発信			○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
施設の点検、利用可否判断 (緊急物資輸送用耐震強化岸壁)	港湾施設の 点検・利用可 否判断				●															●
	水域の点検 利用可否判 断				●		●													●
施設の応急復旧	応急復旧の 実施			○	●	○	●													●
	水域内の異 常点撤去				●	●	●			調整				●		要請	●	実施	要請	●
緊急物資輸送用耐震強化岸壁にお ける受入準備	荷役体制の構築				○	●					●	●	●							
	輸送船の受入準備				○	●		調整									●	●		
輸送船着岸と荷役作業等の実施	輸送船 運行支 援															●	●			
	荷卸、搬出				○	○					●	●	●							

注：①上記対処業務のうち、海上作業は港長からの避難勧告解除後とする。

②上記対処業務と目標時間については、今後訓練や大阪湾港湾機能継続計画推進協議会での協議、調整等を通して、具体性、実行性を高めていくものとする（PDCAサイクル）。

③主体や時間目標については、あくまで目標であって、現実の発災時には、状況に応じた柔軟な対応が求められることとなる。

④図中の●は、関係者の中でも、主たる担当であることを示す。

2) 人員海上輸送活動（発災後3日以内）

■参集、被害状況の把握（発災直後～24時間以内）

- 対象となる構成員は、参集後速やかに各組織の被災状況を神戸市港湾局に報告する。
- 神戸市港湾局は、施設点検の実施体制を整え、協力団体へ点検等への協力要請を行う。
- 神戸旅客船協会は、遊覧船等運航時に発災した場合、安全が確認された岸壁で乗客避難を支援する。

■施設の点検、利用可否判断（発災後48時間以内）

- 神戸市港湾局、阪神国際港湾(株)、神戸タグ協会、協力団体は係留施設、ターミナル施設等、防波堤及び水域の点検を行い、利用可否判断を行う。
- 神戸市港湾局は、点検・利用可否判断の情報を関係者へ発信する。
- 神戸市港湾局は、点検・利用可否判断の結果に基づき、応急復旧計画を策定し、協力団体へ応急復旧実施の要請を行う。

■施設の応急復旧（発災後3日以内）

- 神戸市港湾局、阪神国際港湾(株)、協力団体は施設の応急復旧・水域の啓開を行う。
- 神戸海上保安部は、啓開・測量実施後の水域の安全確認を行う。

■フェリーによる各種要員等の輸送（発災後随時）

- 神戸市災害対策本部は、国・県の災害対策本部と調整の上、神戸市港湾局へ人員海上輸送受入要請を行うと共に、輸送船の情報を報告する。
- 神戸市港湾局、神戸運輸監理部は、投入船舶と係留施設のマッチングを行い、災害復旧・支援の為に各種要員等の輸送を実施する。
- 神戸市港湾局は、神戸旅客船協会へ人員海上輸送の協力を要請する。

■通勤、通学客等の人員輸送の実施（発災後3日以降）

- 神戸市災害対策本部、港湾局、神戸海上保安部、神戸運輸監理部、神戸旅客船協会は、陸上交通の代替手段として、通勤、通学客等を対象とした人員輸送の為に、ルート設定及び輸送を実施する。

■広報（随時）

- 神戸市災害対策本部、港湾局、神戸旅客船協会は、人員海上輸送に関する情報発信を行う。

表 5-2 人員海上輸送活動における対処行動の流れと関係主体

	人員海上輸送対応			神戸市 災対本部	港湾局	神戸港湾 事務所	神戸海上 保安部	神戸運輸 監理部	阪神国際 港湾(株)	神戸旅客 船協会	日本埋立 浚渫協会	神戸税関	兵庫県 港運協会	兵庫県 倉庫協会	兵庫県 トラック 協会	大阪湾 水先区 水先入会	神戸 タグ協会	日本船主 協会	日本外航 客船協会	関係団体	
	24h	48h	3日																		
参集、被害状況の把握	避難、 体制設置			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	被害情報 収集		随時 被害情報収集、発信	○	情報集約 ● 発信	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
施設の点検、利用可否判断 (旅客船用係留施設)	港湾施設点 検・利用可否 判断				実施 ● 情報発信				●											●	
	水域点検				点検実施 ●		許可・安全確認 ●											●			
施設の応急復旧			応急復旧の 実施	○	報告 ●		施設復旧要請 ●		●		○										●
フェリーによる各種要員等の輸送	船舶と施設のマッチング調査			○	報告 ●			○	●												
	各種応援要員等の輸送			○	要請 ○												○	○			
通勤・通学客の輸送			輸送ルート の設定	○	調整 ●		○	●		●											
			通勤・通学 客の輸送	○	調整 ●		○	○		●											

注：①上記対処業務のうち、海上作業は港長からの避難勧告解除後とする。

②上記対処業務と目標時間については、今後訓練や大阪湾港湾機能継続計画推進協議会での協議、調整等を通して、具体性、実行性を高めていくものとする（PDCAサイクル）。

③主体や時間目標については、あくまで目標であって、現実の発災時には、状況に応じた柔軟な対応が求められることとなる。

④図中の●は、関係者の中でも、主たる担当であることを示す。

3) エネルギー物資輸送活動（発災後可能な限り早期）

■参集、被害状況の把握（発災直後～24 時間以内）

- 施設所有事業者は、参集後速やかに各組織の被災状況を神戸市港湾局に報告する。
- 神戸市港湾局は、施設点検の実施体制を整え、協力団体へ点検等への協力要請を行う。
- 施設所有事業者は、系列 BCP に基づき、自社所有施設の点検を行う。

■施設の点検、利用可否判断（状況の把握後早期）

- 神戸市港湾局、関係団体は栈橋施設周辺水域の点検を行い、利用可否判断を行う。
- 神戸市港湾局は、点検・利用可否判断の情報を関係者へ発信する。
- 神戸市港湾局は、点検・利用可否判断の結果に基づき、応急復旧計画を策定し、協力団体へ応急復旧実施の要請を行う。
- 施設所有事業者は、系列 BCP に基づき、自社所有施設の利用可否判断を行い、関係者へ発信する。

■施設の応急復旧（他の緊急輸送対応後早期）

- 神戸市港湾局、協力団体は施設の周辺水域の啓開を行う。
- 神戸海上保安部は、啓開・測量実施後の水域の安全確認を行う。
- 神戸市港湾局は、水域の安全確認結果を関係者へ発信する。
- 施設所有事業者は、系列 BCP に基づき、応急復旧を行う。

■輸送船着岸と製品の受け入れの実施（応急復旧後早期）

- 施設所有事業者は、安全確認のうえ、製品の受け入れを実施する。

表 5-3 エネルギー物資輸送活動における対処行動の流れと関係主体

	緊急物資輸送対応																	
	神戸市 災対本部	港湾局	神戸港湾 事務所	神戸海上 保安部	神戸運輸 監理部	阪神国際 港湾(株)	兵庫県 港運協会	兵庫県 倉庫協会	兵庫県 トラック 協会	神戸旅客 船協会	日本埋立 浚渫協会	神戸税関	大阪湾 水先区 水先人会	神戸 タグ協会	日本船主 協会	日本外航 客船協会	関係団体	
参集、被害状況の把握	24h																	
	避難、 体制設置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	被害情報 収集	○	● 発信	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●
施設の点検、利用可否判断 施設:施設所有者 水域:港湾管理者	施設の点検 利用可否判 断																● 発信	
	水域の点検 利用可否判 断		点検実施 ● 発信		● 許可													●
施設の応急復旧	応急復旧の 実施	○	○		○ 許可													●
	水域内の異 常点撤去				報告・協議 情報共有				作業許可									●
輸送船着岸と製品の受け入れの実 施	入荷	○	○ 確認															●

注：①上記対処業務のうち、海上作業は港長からの避難勧告解除後とする。

②上記対処業務と目標時間については、今後訓練や大阪湾港湾機能継続計画推進協議会での協議、調整等を通して、具体性、実行性を高めていくものとする（PDCAサイクル）。

③主体や時間目標については、あくまで目標であって、現実の発災時には、状況に応じた柔軟な対応が求められることとなる。

④図中の●は、関係者の中でも、主たる担当であることを示す。

⑤水域の異常点撤去について、異常点が港湾区域から一般水域に及ぶ場合は、神戸港湾事務所が日本埋立浚渫協会・神戸市港湾局と調整し作業する。

(3) 業務継続対応

1) 国際コンテナ物流活動（発災後 7 日以内）

■参集、被害状況の把握（発災直後～24 時間以内）

- 対象となる構成員は、参集後速やかに各組織の被災状況を神戸市港湾局に報告する。
- 神戸港湾事務所、神戸市港湾局、阪神国際港湾㈱は、施設点検の実施体制を整え、協力団体へ点検等への協力要請を行う。

■施設の点検、利用可否判断（発災後 3 日以内）

- 神戸港湾事務所、神戸市港湾局、阪神国際港湾㈱は、耐震強化岸壁、背後ヤード、荷役機械等の点検・利用可否判断を行う。
- 神戸市港湾局は耐震強化岸壁に接続する臨港道路（緊急輸送道路）、防波堤及び航路・泊地の点検を行い、利用可否判断を行う。
- 神戸市港湾局は、点検・利用可否判断の結果を集約し関係者へ発信するとともに、対象となる構成員と調整の上、応急復旧計画を策定する。
- 神戸港湾事務所、神戸市港湾局、阪神国際港湾㈱は、協力団体へ応急復旧実施の要請を行う。

■施設の応急復旧（発災後 7 日以内）

- 神戸港湾事務所、神戸市港湾局、阪神国際港湾㈱、協力団体は施設の応急復旧・航路啓開を行う。
- 神戸海上保安部は、啓開・測量実施後の水域の安全確認を行う。

■国際コンテナ物流活動の再開（発災後 7 日以内）

- 阪神国際港湾㈱、兵庫県港運協会、兵庫県トラック協会は、関係者（借受者等）と調整しながら、コンテナ船の着岸準備、荷役体制を整える。
- 大阪湾水先区水先人会、神戸タグ協会は、コンテナ船の運行支援を実施する。
- 関係者は荷役作業を実施する。

■被災の大きいコンテナターミナルの復旧（発災後遅くとも 1 年以内）

- 神戸港湾事務所、神戸市港湾局、阪神国際港湾㈱は、国際コンテナ物流活動を継続しながら、コンテナターミナルの本格復旧を実施する。

表 5-4 国際コンテナ物流活動における対処行動の流れと関係主体

	国際コンテナ物流対応			神戸市 災対本部	港湾局	神戸港湾 事務所	神戸海上 保安部	神戸運輸 監理部	阪神国際 港湾(株)	兵庫県 港運協会	兵庫県 倉庫協会	兵庫県 トラック 協会	神戸旅客 船協会	日本埋立 浚渫協会	神戸税関	大阪湾 水先区 水先人会	神戸 タグ協会	日本船主 協会	日本外航 客船協会	関係団体	
	24h	3日	7日																		
参集、被害状況の把握	避難、 体制設置			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	被害情報 収集	随時 被害情報収集、発信			○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
施設の点検、利用可否判断 (物流機能維持用耐震強化岸壁)	港湾施設の 点検・利用可 否判断				●	●			●					○							●
	水域の点検 利用可否判 断				●		●														●
施設の応急復旧	港湾施設の 応急復旧実 施				●	●	●	●	●					●						○	●
	水域内の異常点撤去				●	●	●	●						●							●
国際コンテナ物流活動の再開	荷役体制の構築								●	●		●								○	○
	コンテナ船の着岸準備						○		○						○	●	●		○		○
	コンテナ船着岸と荷役作業等の実施				○				○	●		●			○	●	●		○		●
被災の大きいコンテナターミナルの復旧				●	●	●	●	●	●					●						○	●

注：①上記対処業務のうち、海上作業は港長からの避難勧告解除後とする。

②上記対処業務と目標時間については、今後訓練や大阪湾港湾機能継続計画推進協議会での協議、調整等を通して、具体性、実行性を高めていくものとする（PDCAサイクル）。

③主体や時間目標については、あくまで目標であって、現実の発災時には、状況に応じた柔軟な対応が求められることとなる。

④図中の●は、関係者の中でも、主たる担当であることを示す。

2) クルーズ客船事業（発災後3ヶ月以内）

■参集、被害状況の把握（発災直後～24時間以内）

- 対象となる構成員は、参集後速やかに各組織の被災状況を神戸市港湾局に報告する。
- 神戸市港湾局は、施設点検の実施体制を整え、協力団体へ点検等への協力要請を行う。

■クルーズ客の安否確認、クルーズ客船の出港（発災直後～数日間（必要に応じ継続））

- 神戸市災害対策本部、港湾局、日本外航客船協会、神戸税関は、上陸客等の安否確認、救援支援を実施する。
- 神戸市災害対策本部、港湾局、神戸海上保安部、神戸運輸監理部、日本外航客船協会、神戸税関、大阪湾水先区水先人会、神戸タグ協会は、クルーズ客船の出港支援を行う。

■施設の点検、利用可否判断（発災後3日以内）

- 神戸市港湾局、協力団体は港湾施設、水域、防波堤の点検を行い、利用可否判断を行う。
- 神戸市港湾局は、点検・利用可否判断の結果に基づき、応急復旧計画を策定し、協力団体へ応急復旧実施の要請を行う。
- 神戸市港湾局は、点検・利用可否判断、応急復旧計画の情報を関係者へ発信する。

■施設の応急復旧（発災後3ヶ月以内）

- 神戸市港湾局、協力団体は施設の応急復旧・水域の啓開を行う。
- 神戸海上保安部は、啓開・測量実施後の水域の安全確認を行う。

■クルーズ客船業務の再開（発災後3ヶ月以内）

- 神戸市港湾局、日本外航客船協会は、クルーズ客船社へターミナル施設、交通インフラ、観光地等の復旧状況を積極的に情報発信する。
- 神戸市港湾局、日本外航客船協会、神戸税関、大阪湾水先区水先人会、神戸タグ協会は、被災後の第1船入港に備え、クルーズ客船の着岸準備、受入体制を整える。

■クルーズ客船業務の回復

- 神戸市港湾局は、港湾施設の本格復旧を実施するとともに、復旧情報を継続的に発信する。
- 被災後1年以内に、クルーズ客船の入港数を被災前の水準へ回復させることを目標とする。

表 5-5 クルーズ客船における対処行動の流れと関係主体

	クルーズ客船対応			神戸市 災対本部	港湾局	神戸港湾 事務所	神戸海上 保安部	神戸運輸 監理部	日本外航 客船協会	神戸旅客 船協会	日本埋立 浚渫協会	神戸税関	大阪湾 水先区 水先人会	神戸 タグ協会	阪神国際 港湾(株)	日本船主 協会	兵庫県 港運協会	兵庫県 倉庫協会	兵庫県 トラック 協会	関係団体
	24h	3日	3ヶ月																	
参集、被害状況の把握	避難、 体制設置			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	被害情報 収集			●	●	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
クルーズ客の安否確認、クルーズ 客船の出航	上陸客等の安否確 認、救援支援	必要に応じ 継続		○	●				●			●								
	クルーズ客船の出航 支援	必要に応じ 実施		○	○		○	○	○			○	○	○						
施設の点検、利用可否判断	施設点検・利 用可否判断				●															●
	航路・泊地の 点検・利用可 否判断				●		●				○									●
施設の応急復旧			施設の応急復旧 実施		●		●				○									●
クルーズ客船業務再開			復旧情報の発信	○	●	○	○		●											
			入港に向 けた準備		●				●			●	●	●						
			再開		●				●			●	●	●						

注：①上記対処業務のうち、海上作業は港長からの避難勧告解除後とする。

②上記対処業務と目標時間については、今後訓練や大阪湾港湾機能継続計画推進協議会での協議、調整等を通して、具体性、実行性を高めていくものとする（PDCAサイクル）。

③主体や時間目標については、あくまで目標であって、現実の発災時には、状況に応じた柔軟な対応が求められることとなる。

④図中の●は、関係者の中でも、主たる担当であることを示す。

6. マネジメント計画

1) 事前対策

発災後の港湾機能の早期回復を図るため、事前対策として取り組む項目を表6-1に示す。

表6-1 事前対策 *表中：短期=1-3年以内、中期=3-5年以内、長期=5年以上

	区分	対策内容	関係主体	目標時期
共通	BCP作成	・各主体のBCP作成	全員	短期
	参集体制	・代替参集場所や代替連絡場所の設定	全員	短期
	情報疎通	・災害時に利用可能な情報通信手段の整備	全員	中～長期
		・収集した情報の集約、発信方法の検討	神戸市	-
	計画	・緊急時の船の用途毎のバース利用計画の策定	神戸市	短期
	データ保全	・安全な場所にあるサーバー等でのデータ保存	全員	短期
	備蓄	・3日分の食料の備蓄	全員	短期
点検・応急復旧	体制、実施手順	・点検・応急復旧に係る対応計画の実施体制、応急復旧方法及び手順等の詳細検討	神戸市、近畿地整、阪神国際、埋浚	短期
		・連携体制による点検実施に必要な統一的な被災点検項目や基準の設定	神戸市、近畿地整、阪神国際、埋浚	短期
	協定等	・埋立浚渫協会等との復旧に係る協定締結	神戸市、近畿地整、阪神国際	-
		・航路啓開等、港内作業許可に係る事前協定の締結	神戸市、近畿地整、保安部、阪神国際	-
		・復旧資機材の調達に関する流通在庫等の確保方策	神戸市、阪神国際	中期
緊急物資輸送	体制、実施手順	・緊急物資輸送に係る岸壁毎の荷役体制や荷役方法等に係る詳細検討（想定船舶、荷役・保管、在庫管理、配送方法等）	神戸市、自衛隊、船社、港運協会、倉庫協会、トラック協会	短期
		・緊急物資の荷役に係る協定締結	港運協会、倉庫協会、神戸市	短期
	その他	・在庫管理、配送の為のシステム構築	神戸市、港運協会、倉庫協会、トラック協会	長期
人員海上輸送	体制、実施手順	・利用栈橋の選定、栈橋の応急復旧方法、人員輸送の対象、期間、実施主体等の詳細検討	神戸市、神戸運輸監理部、神戸旅客船協会	短期
	係留施設	・通常使用する係留施設以外で係留する際の渡橋等の確保	神戸市、神戸旅客船協会	短期
国際コンテナ物流	体制、実施手順	・ターミナルの応急復旧、事業継続に係る官民の役割分担、連携体制に係る詳細検討	神戸市、近畿地整、阪神国際、借受者/ターミナルオペレーター	短期
		・津波発生時のトレーラー等の避難ルール、避難場所の検討	神戸市、阪神国際、借受者/ターミナルオペレーター	短期
		・利用可能岸壁と被災岸壁との共同利用体制の構築	阪神国際、借受者/ターミナルオペレーター	長期
	荷役機械	・耐震強化岸壁におけるガントリークレーン更新時の免震クレーン化	神戸市、阪神国際	長期
	その他	・早期に電気設備を復旧するための手法の検討	阪神国際、借受者/ターミナルオペレーター	短期
		・オペレーションシステム、リーファー等の為の非常用電源の確保	阪神国際、借受者/ターミナルオペレーター	長期
		・被災コンテナへの対応方法の検討	神戸税関、阪神国際、港運協会	中期
		・コンテナ等の流出対策の検討	近畿地整、神戸市、阪神国際、港運協会	-

	区分	対策内容	関係主体	目標時期
クルーズ客船	体制、実施手順	・発災時に上陸、観光中のクルーズ客船乗客への対応方法	神戸市、外航旅客船協会	短期
		・復興に応じたクルーズ客船寄港の再開に必要な船社への情報発信方法、内容の検討	神戸市、外航旅客船協会	短期
その他	ハート対策	・港湾施設の耐震・津波対策	神戸市	短期
		・海岸保全施設の津波対策（防潮堤等を粘り強い構造に補強）	神戸市	中期
	津波対策	・船舶の避難方法や固縛方法、避泊地等の津波対策を検討・推進する。	神戸市、外航客船協会、神戸旅客船協会、水先人会、タグ協会	短期
	燃料確保	・災害時の燃料確保の方策	神戸市	中期
	ガレキ処分	・災害時に発生するガレキ等の仮置場の設定	神戸市	長期

2) 教育・訓練

大規模災害発生後の港湾機能の継続を円滑かつ確実に実行していくためには、関係者間の連携が必要不可欠である。

本計画の実効性の向上及び平常時から災害に対する意識向上を図るため、定期的（年1回程度）な訓練等を実施する。

訓練内容については、表6-2に示す。

表6-2 訓練内容

訓練の種類	概要
情報伝達訓練	・情報収集伝達の流れについて、問題点等の洗い出しやより実効性のある情報連絡系統の構築を図るため、関係者が参加して情報伝達を実際に行う訓練
座学系訓練	・防災セミナー等への参加など、関係者が想定される危機的事象の知識を学習する訓練
DIG(Disaster Imagination Game)による災害図上訓練	・与えられた被害状況及びそこから推測される状況に対し、考えられる多様な対応を検討する方式の図上訓練 ・組織や関係者間の相互理解を深めることができる
ロールプレイング方式による訓練	・災害発生を想定し、訓練の参加者がそれぞれの立場（役柄）で「災害」を模擬体験し、時間の経過とともに変化する災害発生後の状況に応じた情報収集・判断・方針決定・処理を行うことにより、関係者の役割の確認、連携の強化、各参加者の災害対処活動能力の向上を図る訓練

※訓練内容・時期・順番については適宜調整し、実施するものとする。

3) 見直し・改善

本計画の実効性を向上させるため、PDCA サイクルに基づき、部会において訓練、各種検討等を行う。

訓練・検討結果及び協議会構成団体の BCP 等に基づき、計画の見直し・改善を行い、その結果を協議会に報告するものとする。

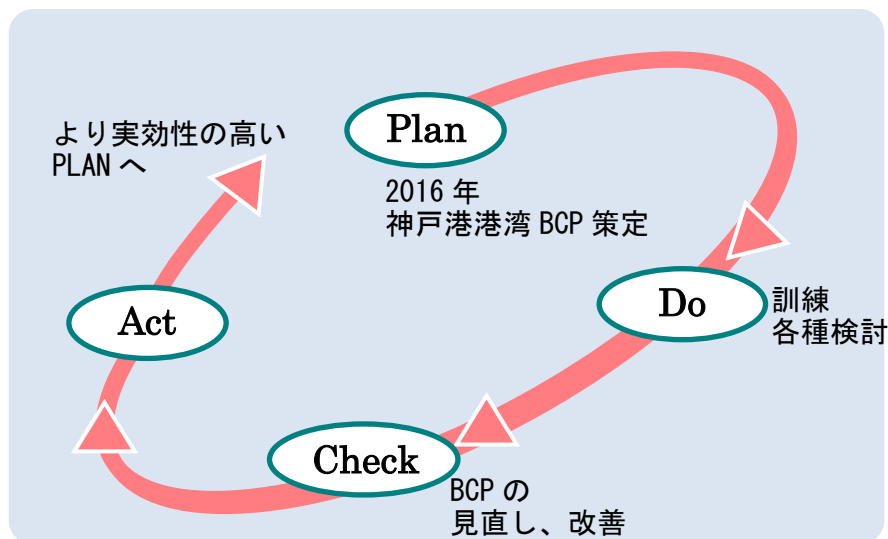


図 6-1 PDCA サイクルによる神戸港港湾 BCP の見直し・改善

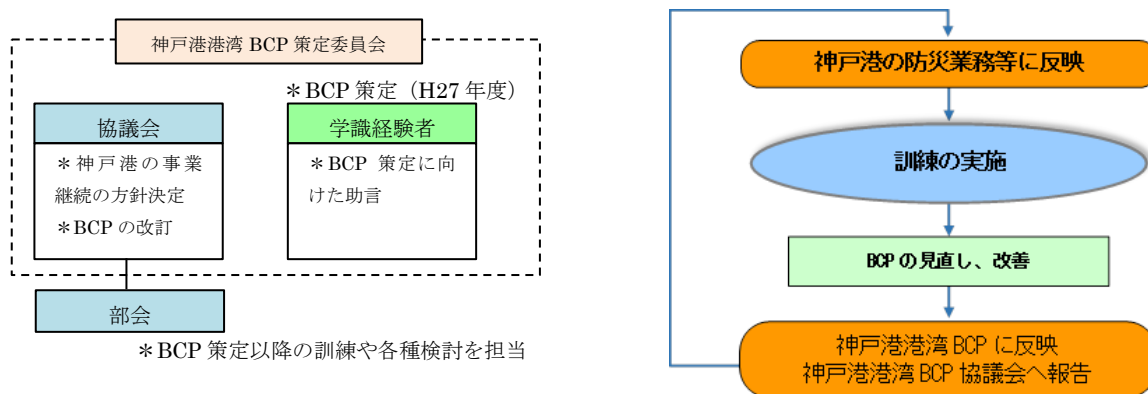


図 6-2 見直し・改善の体制

7. 運用期日

本計画は、平成 28 年 4 月 1 日より運用

本計画は、令和 2 年 4 月 1 日より運用

本計画は、令和 3 年 4 月 1 日より運用